

第 2 3 期第 2 回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日時 令和 7 年 6 月 4 日（水） 1 4 : 0 0 ~

2 場所 漁業調整委員会室（福岡県庁 4 階）

3 議題

（ 1 ） 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
資料 1 - 1、1 - 2

（ 2 ） 令和 7 年下期土石採取計画について（協議）
資料 2

（ 3 ） 第 2 2 期第 5 回響灘連合海区漁業調整委員会について（報告）
資料 3

（ 4 ） 第 4 5 回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）
資料 4

（ 5 ） くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
資料 5

（ 6 ） その他

7 水 第 4 9 4 号

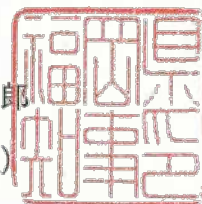
令和7年5月28日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」及び「ぶり」に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙の通り定めることについて、同条第2項の規程に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		知事管理区分	配分数量
まさば対馬暖流系群 及び ごまさば東シナ海系群	現行水準	福岡県まさば及び ごまさば知事管理区分	現行水準
ぶり	101,000 トンの内数	福岡県ぶり知事管理区分	101,000 トンの内数

特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について

水産振興課

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和7年7月1日より令和7管理年度が開始される「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」及び「ぶり」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定※に基づき筑前海区漁業調整委員会に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・「ぶり」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「ぶり」の都道府県別漁獲可能量は「101,000 トンの内数」であることから、福岡県ぶり知事管理区分に配分する数量を「101,000 トンの内数」と定めたい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	令和 7 管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分数量	
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	7/1～6/30	現行水準 (目安数量 (1,407 トン))	<u>福岡県まさば及びごまさば 知事管理区分</u>	<u>現行水準</u>	漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量の設定
ぶり	7/1～6/30	101,000 トンの内数	<u>福岡県ぶり 知事管理区分</u>	<u>101,000 トンの内数</u>	漁業法第16条第1項に基づく知事管理漁獲可能量の設定

7 漁管第601号
令和7年6月3日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長
(漁 業 調 整 係)



令和7年下期土石採取計画について（協議）

このことについて、令和7年6月3日付7港第468号において、県土整備
部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



令和7年下期土石採取計画について

令和7年下期土石採取計画量

単位: 万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	漁 業 権 漁 場 外													小 計	合 計
		数量 種別	小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00											12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 8.50	17.00 6.50	13.00 3.80	16.00 8.00	13.00 5.20	16.00 8.00	17.00 10.00						109.00 50.00	109.00 50.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.40 0.38	3.30 3.00			6.30 5.63	10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 21.00	22.50 20.00	3.73 3.73	50.59 46.59	50.59 46.59
合計	0	同意 計画	23.00 14.50	23.00 12.50	13.00 3.80	16.00 8.00	13.00 5.20	16.00 8.00	17.00 10.00	1.33 1.31	4.23 3.93	22.50 21.00	22.50 20.00	10.03 9.35	181.59 117.59	181.59 117.59

令和7年上期土石採取計画量

単位: 万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	漁 業 権 漁 場 外													小 計	合 計
		数量 種別	小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00											12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 9.70	17.00 7.20	13.00 4.40	16.00 9.20	13.00 6.70	16.00 8.80	17.00 12.00						109.00 58.00	109.00 58.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								1.20 1.13	1.20 1.13			7.60 6.75	10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 20.87	22.50 20.00	3.73 3.73	50.59 46.46	50.59 46.46
合計	0	同意 計画	23.00 15.70	23.00 13.20	13.00 4.40	16.00 9.20	13.00 6.70	16.00 8.80	17.00 12.00	2.13 2.06	2.13 2.06	22.50 20.87	22.50 20.00	11.33 10.48	181.59 125.46	181.59 125.46

令和6年下期土石採取計画量

単位: 万m³

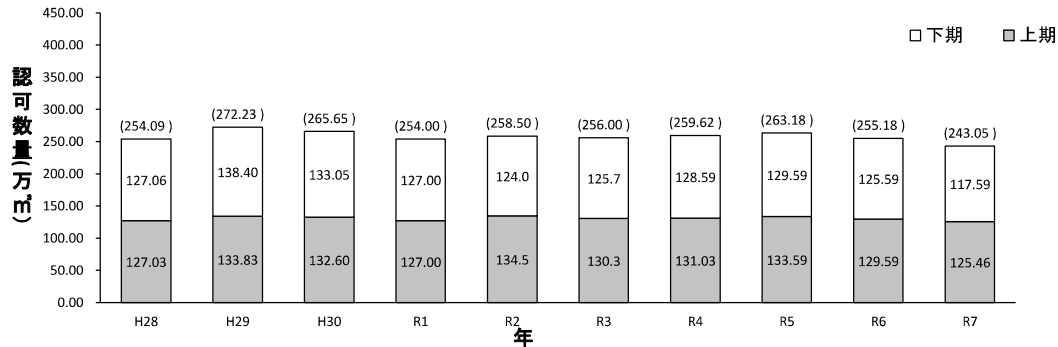
採取場所 業者	漁業権 漁場内	漁 業 権 漁 場 外													小 計	合 計
		数量 種別	小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00											12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 10.00	17.00 6.50	13.00 4.50	16.00 9.50	13.00 6.50	16.00 9.50	17.00 11.50						109.00 58.00	109.00 58.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.40 0.38	1.30 1.13			8.30 7.50	10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 21.00	22.50 20.00	3.73 3.73	50.59 46.59	50.59 46.59
合計	0	同意 計画	23.00 16.00	23.00 12.50	13.00 4.50	16.00 9.50	13.00 6.50	16.00 9.50	17.00 11.50	1.33 1.31	2.23 2.06	22.50 21.00	22.50 20.00	12.03 11.23	181.59 125.59	181.59 125.59

令和6年上期土石採取計画量(当初)

単位: 万m³

採取場所 業者	漁業権 漁場内	漁 業 権 漁 場 外													小 計	合 計
		数量 種別	小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間礁北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西	遠賀沖		
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00 6.00	6.00 6.00											12.00 12.00	12.00 12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00 12.00	17.00 7.00	13.00 4.50	16.00 9.50	13.00 7.00	16.00 10.00	17.00 13.00						109.00 63.00	109.00 63.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画								1.20 1.08	1.20 1.08			7.60 6.84	10.00 9.00	10.00 9.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画								0.93 0.93	0.93 0.93	22.50 19.00	22.50 21.00	3.73 3.73	50.59 45.59	50.59 45.59
合計	0	同意 計画	23.00 18.00	23.00 13.00	13.00 4.50	16.00 9.50	13.00 7.00	16.00 10.00	17.00 13.00	2.13 2.01	2.13 2.01	22.50 19.00	22.50 21.00	11.33 10.57	181.59 129.59	181.59 129.59

土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和7年下期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

申請者		採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）									
			糸島地区	福岡・粕屋地区			宗像地区	遠賀地区		北九州地区		
				福岡市漁協	福岡市漁協	新宮相島漁協		遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協	
		糸島漁協	福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	筑共第14号漁業権管理委員会	響灘9ヶ浦漁業代表者協議会				
唐津湾海区砂採取協同組合		小呂南西	●		●							
		烏帽子北	●		●							
		小呂南西	●		○	●						
博多海砂採取協業組合		烏帽子北	●		●							
		小呂南東	●		○	●						
		長間礁北	●		○	●						
		栗ノ上	●	●	○	●	●					
		栗ノ上西	●	●	○	●	●					
		宗像				●	●	○				
		柏原					●	●	●	○		
玄洋海砂採取販売協同組合		岩屋				●	●	●	○			
		遠賀沖				●	●	●	○			
		柏原					●	●	●	○		
北九州砂採取販売協同組合		岩屋				●	●	●	○			
		白島						○	●	●	●	
		白島西						○	●	●	●	
		遠賀沖					●	●	●	○		

第22期第5回響灘連合海区漁業調整委員会

次 第

日 時 令和7年3月19日(水) 14:00～
場 所 小倉リーセントホテル 2階「福智の間」
北九州市小倉北区大門1丁目1番地17号

1 開 会

2 挨 拶

(1) 来 賓 (水産庁 九州漁業調整事務所)

(2) 会 長

3 議 題

第1号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について

4 その他

5 閉 会

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書(案)

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目 的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基 線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和7年4月1日 令和8年3月31日

この覚書の有効期間は、~~令和6年4月1日から令和7年3月31日まで~~とする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和7年3月19日

~~令和6年2月16日~~

山口県農林水産部水産振興課長 澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 秋本 恒基

付 帯 事 項

令和7年3月19日

令和6年2月16日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い（3）に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

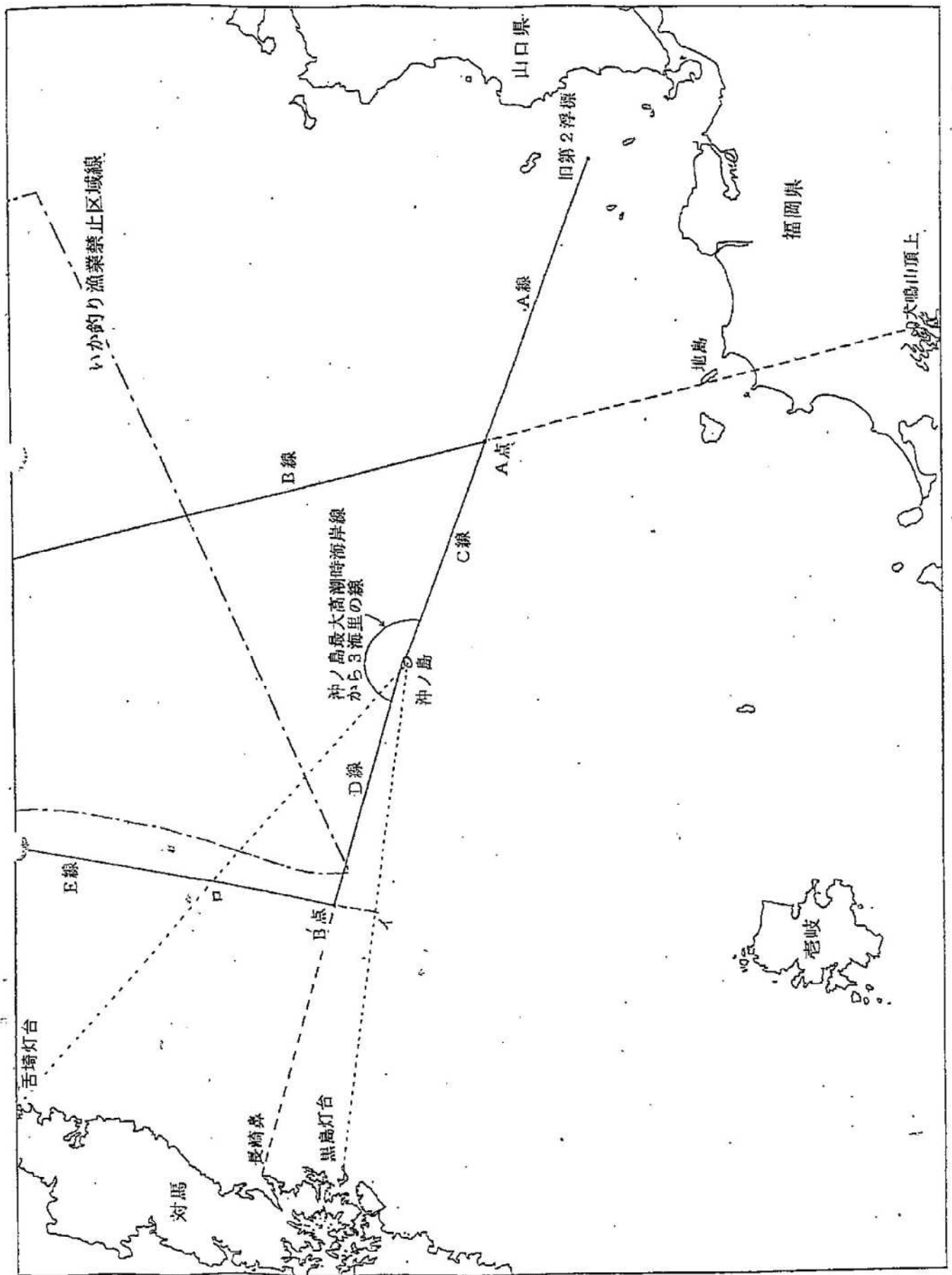
- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する（事件引継を含む）。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する（事件引継を含む）。

令和7年3月19日

令和6年2月16日

山口県農林水産部水産振興課長 澁谷 賢司

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 秋本 恒基



第45回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年2月25日（火） 13：30～

場 所：A P 浜松町 B 1 F A ルーム

（東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- （2）九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- （3）有明海ガザミに関する委員会指示について
- （4）広域資源の管理についてー日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- （5）国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- （6）その他
 - ① T A C 資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和7年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

I これまでのくろまぐろ遊漁専門部会での議論

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次（議長）	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 巖（副議長）	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

2. 合同会議を3回開催（R6.12.12, R7.1.17, R7.2.12）。
クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

Ⅱ 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）	
採捕上限の設定		複数月での設定が存在	毎月均等に設定	
大型魚のバッグリミット （保有制限）		1人1日1尾	1人毎月1尾	
採捕報告の期限		陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内	
採捕報告 の内容	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	
	採捕したくろ まぐろ（大型 魚）の情報	・重量、尾数	・重量、尾数 ・尾さ長が確認できる写真 ・計量方法（はかり、目測など） ・尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） ・陸揚げ日 ・採捕した海域 ・陸揚げ場所	
		船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県 （遊漁船以外を利用した場合）	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県、遊漁船登録番号 （遊漁船以外を利用した場合） 船舶番号又は船舶検査済票の番号
			虚偽報告抑止策	・二重認証システム（電話番号認証）の導入 ・本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）	

(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする**委員会指示による届出制**を**令和8年4月1日から新たに導入**する。
 なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む
届出内容	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 使用予定船舶（任意） - 出入港予定場所（任意）	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 船名 - 遊漁船登録番号（遊漁船の場合） - 船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） - 出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月□日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ／システム（開発中）	
未届出者への対応	- 届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 - クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- ・ C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- ・ 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- ・ 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- ・ 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- ・ クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- ・ それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれ地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスペクトし、話し合っていくことが大事。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号（案）の概要

1. 委員会指示第 79 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人毎月 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) くろまぐろ（大型魚）の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から 1 日以内に委員会に報告。

① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

② 採捕した大型魚の尾数、重量（計量方法を含む）

③ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所

⑤ 大型魚を採捕した海域

⑥ （遊漁船を利用した場合）船名、登録都道府県、遊漁船登録番号

⑦ （遊漁船以外の船舶を利用した場合）船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真

② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム（電話番号認証）を導入。

(4) 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(資料 1－3)

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の時期別の採捕数量に関する運用方針（案）

令和 7 年 2 月 25 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 79 号の 6 に基づき、委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の時期別の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

令和 7 年度については、全海区における遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合、当該時期の末日まで採捕を禁止する。

（単位：トン）

時期	R 7 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	R 8 年 1 月	2 月	3 月
数量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※ 令和 8 年度については、令和 7 年度の採捕状況等を踏まえ設定。

（参考）今年度の時期別数量の実績 （令和 7 年 1 月 8 日現在）

（単位：トン）

時期	R 6 年 4～5 月	6 月	7 月	8～9 月	10～12 月	R 7 年 1 月	2～3 月	合計
数量	5	7	7	7	5	5	※	40
実績	8.2	8.8	10.2	4.9	4.3	1.6	—	38.0
採捕禁止	4/6-5/31	6/5-30	7/7-31	8/5-9/30	—	1/9-3/31	—	

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、二十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、二十キログラム以上のものをいう。

(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人

毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 報告

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 採捕した海域

カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 2 月 25 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 79 号の 6 に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶: 総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限: 県ごとに承認隻数の上限を定める。

〔県別承認隻数上限〕

県 名	承認隻数上限
山 口 県	58隻
福 岡 県	86隻
佐 賀 県	22隻
長 崎 県	95隻
熊 本 県	1隻
広 島 県	9隻

- ③ 届出制対象船舶: 総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和7年9月～令和8年4月)分をまとめて令和8年4月30日までに提出する。

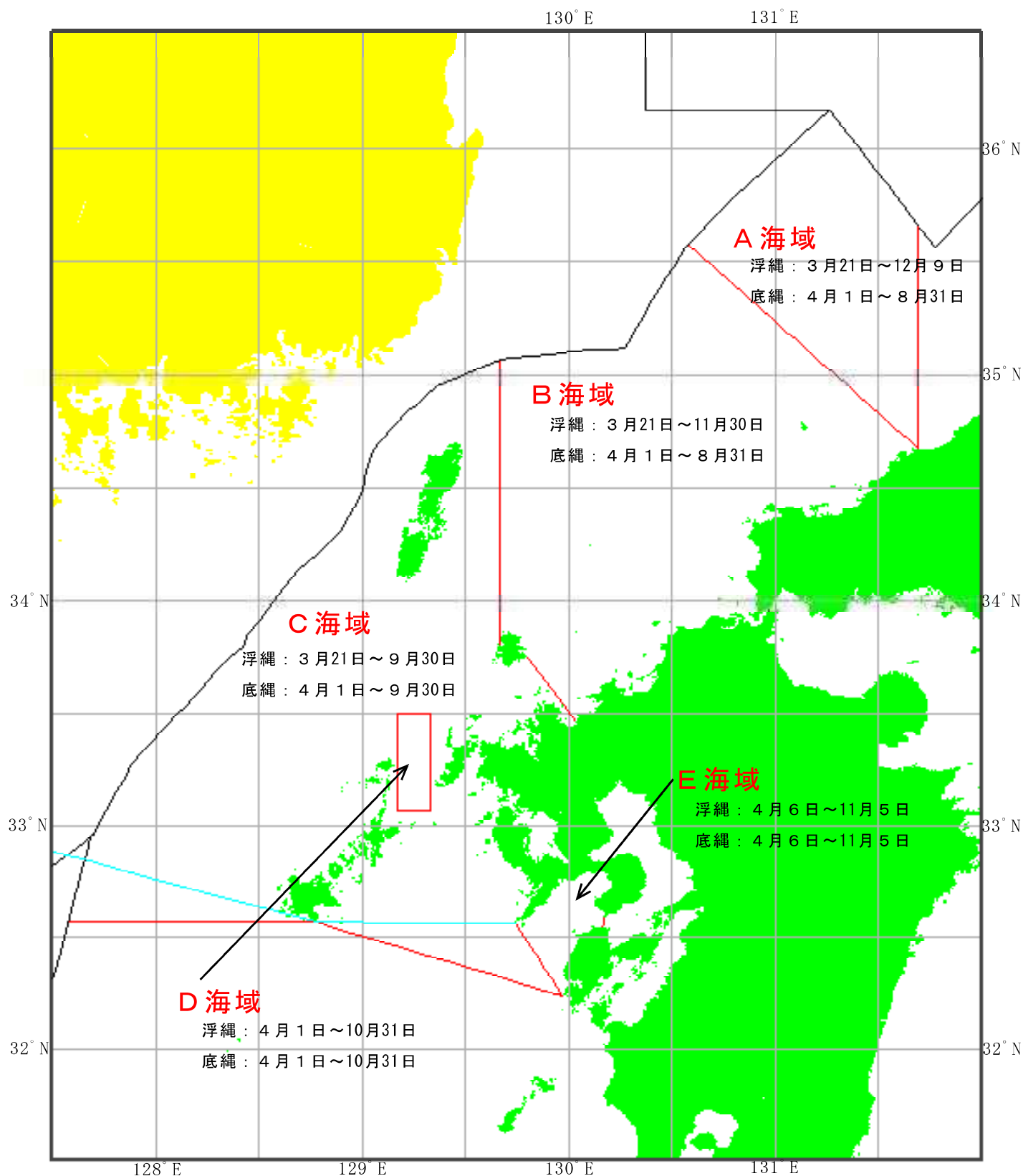
6 指示の有効期間

令和7年5月1日から令和8年5月31日まで

(注: 承認又は届出に基づく操業期間は令和8年4月30日まで)

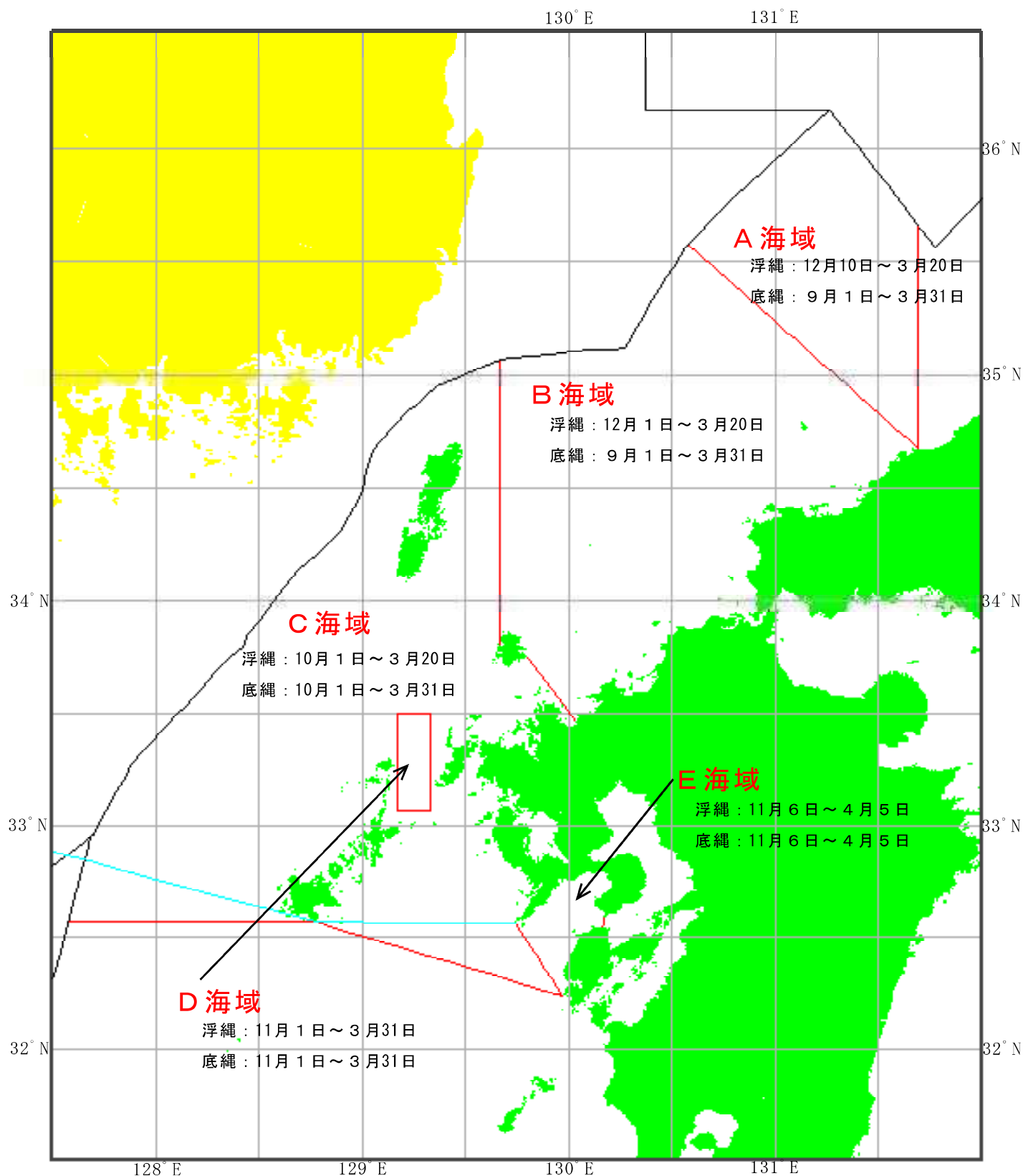
(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることとを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和七年五月一日から令和八年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県 名	承認隻数上限
山 口 県	五 十 八 隻
福 岡 県	八 十 六 隻
佐 賀 県	二 十 二 隻
長 崎 県	九 十 五 隻
熊 本 県	一 隻
広 島 県	九 隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区 域	漁 法	期 間
A 海域 北緯三十四度四十分四十・三秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域	浮 縄	令和七年五月一日から十二月九日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで
	底 縄	令和七年五月一日から八月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
B 海域 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A 海域を除く。 一 東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A 点」という。）から正北の線 二 A 点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線	浮 縄	令和七年五月一日から十一月三十日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで
	底 縄	令和七年五月一日から八月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
C 海域 規制海域のうち、A 海域、B 海域、D 海域、E 海域を除く海域。	浮 縄	令和七年五月一日から九月三十日まで及び令和八年三月二十一日から四月三十日まで
	底 縄	令和七年五月一日から九月三十日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで

D 海域 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二分の線	浮 縄	令和七年五月一日から十月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
	底 縄	令和七年五月一日から十月三十一日まで及び令和八年四月一日から四月三十日まで
E 海域 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。 一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮 縄	令和七年五月一日から十一月五日まで及び令和八年四月六日から四月三十日まで
	底 縄	令和七年五月一日から十一月五日まで及び令和八年四月六日から四月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年五月一日から令和八年五月三十一日までとする。

水産資源ごとの検討状況（令和7年2月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステージホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始予定
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中部・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベニズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日				
ベニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）	令和5年5月22日	令和7年2月12日				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

概要

令和6年7月16日及び令和7年2月28日付で筑前海区漁業調整委員会から適当である旨の答申をいただいた、特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱に基づき、令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の知事管理漁獲可能量並びに、令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、報告するもの

1. 令和6管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量の変更

○他県への譲渡

- ・令和7年1月末時点における小型魚の漁獲可能量17.5トンに対し、漁獲実績は8.8トンであり、目標の消化率8割の達成が困難な状況。
- ・筑前海釣漁業協議会に諮り、過去の漁獲実績を考慮した結果、13.0トンあれば目標を達成しつつ、採捕停止にならないと判断し、4.5トンの譲渡を決定。
- ・譲渡先及び数量は事前に要望のあった山口県に2.5トンと徳島県に2.0トン実施。

	変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	17.5 トン	13.0 トン

2. 令和7年管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更

○追加配分

- ・令和6管理年度に消化率8割を達成したため、小型魚12.2トン、大型魚4.9トンの追加配分が決定

○不等量交換※

- ・筑前海資源管理手法検討部会クロマグロ部会で協議した結果、小型魚15.0トンを大型魚22.0トンに振替。

※不等量交換：小型魚から大型魚へ漁獲枠を振り替える際に係数1.47を乗じる。年2回（2月と5月）に国の要望調査に基づき実施。

	当初	追加配分	不等量交換	変更後
小型魚	26.9 トン	+12.2 トン	-15.0 トン	24.1 トン
大型魚	20.6 トン	+4.9 トン	+22.0 トン	47.5 トン

※令和6管理年度福岡県知事管理漁獲可能量

小型魚：13.0 トン

大型魚：15.5 トン

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

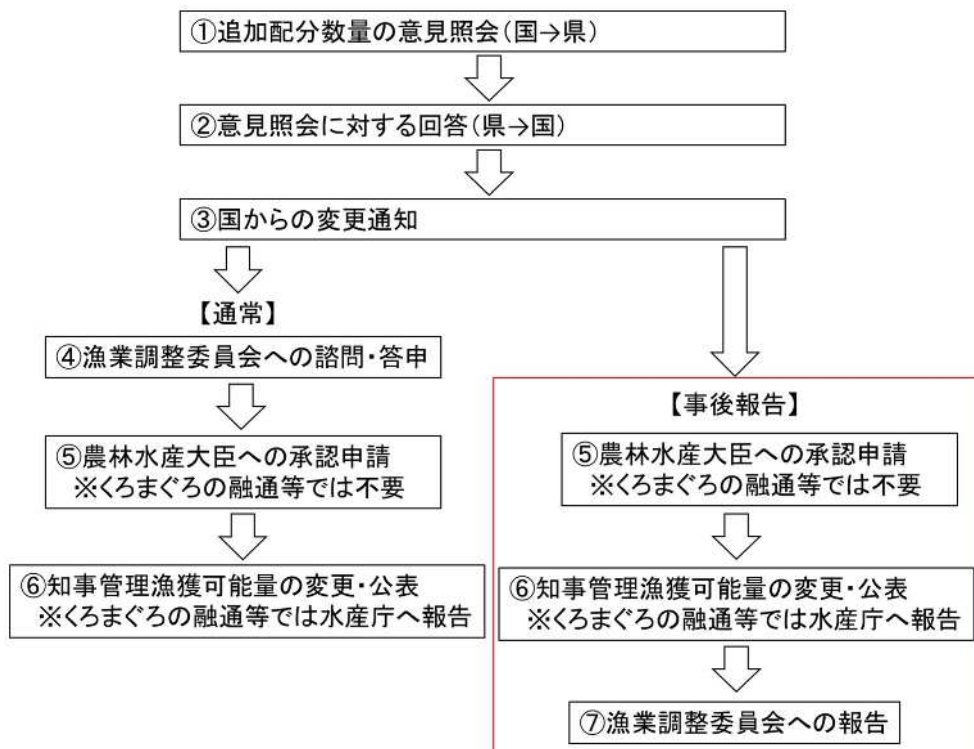
水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 漁獲可能量の変更について、手続きの迅速化を図るため、県資源管理方針で、予め漁業調整委員会の上承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告による対応を可能としている。
- ・ 福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・ このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、令和7管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

【事後報告が可能となる変更の例】

- ・ 前年度繰越分及び消化率メリット等の追加配分に伴う漁獲可能量の変更
- ・ 大臣管理区分及び都道府県間の融通による漁獲可能量の変更
- ・ 小型魚から大型魚への不当量交換による漁獲可能量の変更



漁獲可能量の変更に係る手続のイメージ